

生活介護事業所 恵み 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人清恵会が開設する恵み（以下「事業所」という。）が行う指定生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者に対し、適正な指定生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前三項のほか、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 生活介護事業所恵み

(2) 所在地 大分県別府市小倉町27番13号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、生活介護計画の作成に関することを行うほか、利用申

込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の従業者に対する技術指導又は助言等を行う。

(3) 生活支援員 4名以上

生活支援員は、日常生活上の介護、支援及び相談を行う。

(4) 看護職員 1名

看護職員は、利用者の日常生活上の健康管理に関することを行う。

(5) 医師 1名

医師は、利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日まで

(2) 営業時間 10:00～16:00

(3) 年間の休日 日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)及び盆(8月13日から15日)

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、6名とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条の2 通常の事業の実施地域は、別府市全域とする。

(指定生活介護の内容)

第7条 この事業所が提供する指定生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 生活介護計画の作成

(2) 入浴又は清拭

(3) 身体の介護

(4) 機能訓練

(5) 創作的活動

(6) 余暇活動

(7) 健康管理

(8) 利用者又は家族に対する相談及び助言

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、指定生活介護を提供した際は、利用者から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前二項の支払を受ける額のほか、事業所において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

(1) 創作的活動に係る材料費

(2) 日用品費

(3) その他事業所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

(4) 通常の事業の実施地域を超えて行う送迎に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、施設の自動車を使用した場合の交通費は、1 kmあたり20円を徴収する。

4 事業所は、前三項に係る費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

5 事業所は、第3項に係る費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者の同意を得るものとする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第9条 サービスを利用するにあたって、利用者は他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や害を及ぼすことを行ってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第10条 事業所の従業者は、指定生活介護の提供中に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

- 第11条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、災害の態様ごとに非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。
- 2 前項の規定により策定し、又は整備した具体的計画並びに通報体制及び連絡体制は、事業所内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行う。
- 3 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 4 事業所は、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、災害時における入所者等の安全確保のための協力体制の確立に努める。
- 5 事業所は、災害時に他の施設等から職員派遣、施設利用その他の必要な協力が得られるよう広域的相互応援体制の整備及び充実に努める。

(苦情解決)

- 第12条 事業所は提供した指定生活介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 事業所は、提供した指定生活介護に関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。

- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止)

第13条の2 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業者の資質向上のため研修（前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3箇月以内
- (2) 継続研修 年3回

2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当

該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

5 事業所は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整理し当該指定生活介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 生活介護計画
- (2) 具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 身体拘束等に係る記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月22日規程第2号）

この規程は、平成22年5月22日から施行する。

附 則（平成24年3月10日規程第20号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月1日規程第1号）

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規程第15号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月26日規程第30号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月27日規程第36号）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（平成31年3月23日規程第15号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月25日規程第34号）

この規程は、令和元年5月25日から施行する。

附 則（令和4年5月30日規程第32号）

この規程は、令和4年5月30日から施行する。

附 則（令和4年8月21日規程第58号）

この規程は、令和4年8月21日から施行する。

附 則（令和7年1月1日規程第2号）

この規程は、令和7年1月11日から施行する。